

さいたま市水道局告示第132号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により平成29年11月20日さいたま市水道局告示第129号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）第26条第2項の規定により公示する。

平成29年12月8日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 中止とした一般競争入札

(1) 件名

さいたま市水道局北部水道営業所庁舎で使用する電気

(2) 履行場所

さいたま市北区盆栽町200-1

2 中止とした理由

一般競争入札参加資格等確認申請期間において、申請する者がなかったため。